答 弁 第 四 七 号平成十四年三月二十六日受領

内閣衆質一五四第四七号

平成十四年三月二十六日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出外務省の秘密書類の指定と解除に関する質問に対する答弁書

一及び四について

外務省において、極秘又は秘に指定された文書がその後秘密指定を解除されて公表される場合としては、

①秘密指定を受けた文書が秘密指定を解除されて行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一

年法律第四十二号)に基づき開示される場合、②作成から三十年を経た外交記録が秘密指定を解除されて

公開される場合及び③その他の事由により公表される場合があるが、公表された文書の数については、統

計がないので答弁することができない。

なお、 外務省の把握した限りにおいて、③の事由により秘密指定を解除されて公表された文書としては、

外務省において作成した「北方四島住民支援に関する調査結果報告書」に添付された文書及び国会議員の

要請を受けて本年三月に提供した文書合計十六通がある。

これらの文書の内容及び公表時期は、 別表一のとおりであり、 当該文書について秘密指定を行った理由

は、 いずれも当該文書に係る主管の管理者等において、当該文書の内容につき、秘密保全の必要性が高く、

その漏えいが国の安全、 利益に損害を与えるおそれがあるとされる「極秘」に次ぐ程度の秘密であって、

関係者以外には知らせてはならないものと判断したためであり、 も当該文書に係る主管の管理者等が秘密指定の解除を行うことを適当と認めたためである。 秘密指定の解除を行った理由は、 いずれ

二について

お尋ねについては、すべての文書を対象とした統計がないことから、答弁することができない。

三について

別表一の文書は、 既に外務省外に流出していたもの、 外務省が実施した調査の信頼性を高めるために必

要と判断されたもの及び国会議員の文書提出要請に応ずることが公益性の観点から必要と判断されたもの

であり、 秘密に指定したこと自体に問題があったとは考えていない。

外務省においては、 今後、 秘密指定について、 秘密保全の必要性を踏まえつつ、情報公開の要請

にもこたえるために必要最小限にとどめることとしたところである。

五について

外務省において、 秘密保全に関する規則(平成二年外務省訓令第二号)及びその運用細則に基づいて行

われる無期限秘密指定文書の秘密指定解除は、 当該文書に係る主管の管理者等が指定解除を行うことを適

たもの 当と認めた場合に行うものであり、 お いて秘密指定を解除したにもかかわらず公表されていない文書で、 (捜査機関に捜査資料として提供したものを除く。) の件名及び秘密指定解除の時期は、 必ずしも当該文書の公表を目的として行うものではない 外務省における調査 0 結果把 が、 外務省に 別表二の 握 し得

六及び七について

とおりである。

設計

施

工監理業者及び施工業者の選定」

尋 ね の事例については、 まず、 別表一の文書のうち「北方四島住民支援 (集会所兼宿泊施設の設置)

「国後島緊急避難所兼宿泊施設

(メモ)」及び

「国後島緊急

避難所 兼 宿 泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモ」 があるが、 これらが流出した時期は特定するに

至 アメリカ合衆国大使との間でなされた会談の概要を記載した電信文案が昭和四十六年に漏えいした事: 一つてい ない。 また、 外務省において把握している過去の事例としては、 ①愛知外務大臣とマイヤー駐日 件

②モスクワで行われた赤十字会談に関する電信文等が昭和四十一年から昭和四十二年にかけて漏えい

事件及び③我が国 の個々の外交交渉における外務省の基本方針 ・交渉方法等に関する具体的な記述のある

外務省発行の冊子がソヴィエト社会主義共和国連邦の者に昭和二十七年に交付された事件がある。 ①に関

しては、これに関与した外務省職員を懲戒処分にしたところであるが、②及び③に関しては、 人事につい

ての記録文書が残っていないため、外務省職員の処分については答弁することができない。

なお、右に述べた別表一の文書については、流出に関与した者を特定するに至っていない。

別表一

一 外務省作成調査報告書関連文書

内 容	公表時期	期
	平成十四年三月四日	月四日
鈴木大臣との会談メモ(北方四島住民支援について)(平成十年一月十九日起案)	司	右
北方四島住民支援(集会所兼宿泊施設の設置)設計・施工監理業者及び施工業者	同	右
の選定(平成十一年一月十一日起案)		
国後島緊急避難所兼宿泊施設(メモ)(平成十一年五月二十八日付け)	同	右
国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事に係る日本工営との面談メモ(平成十一年	同	右
十一月二日付け)		

二 国会議員に対して提供した文書

内
容
公表時期

同 右	同右(平成七年七月二十八日起案)(注・露文要請書)
同右	四島住民支援(支援委員会による物品の認定)(平成七年七月二十八日起案)
	案)
同右	北方四島住民支援の実施報告(現地のニーズについて)(平成七年七月十二日起
	(平成七年六月十四日付け)
同右	北方四島へのプレハブ診療所建設問題(鈴木宗男議員に対する欧亜局長の説明)
	十三日起案)
同右	北方四島へのプレハブ診療所の建設問題(鈴木宗男議員の主張)(平成七年六月
	七年六月七日起案)
同 右	河野大臣と衆・参議院沖北特委委員長他との懇談(北方四島支援問題等)(平成
后 右	鈴木宗男衆議院議員の来訪(平成七年五月二十五日起案)
	成七年四月十一日起案)
(平 平成十四年三月六日	平成七年度における北方四島住民支援について(プレハブ診療所建設を含む) (平

同右(平成七年七月二十八日起案)(注・和文仮訳)	同	右
鈴木宗男衆議院議員(総理特使)他四名の外国出張及び旅費支出方について(平	一平成十四	平成十四年三月八日
成十三年十月五日起案)		
鈴木宗男衆議院議員(総理特使)他三名の外国出張及び旅費支出方について(平	同	右
成十四年一月八日起案)		

別表二

秘密指定を解除したが公表していない文書の件名及び解除時期

平成八年十一月	
	二十三日)(本省発ニュージーランド宛電信第三二八号)
同	南極の環境に関する責任についての第七回作業部会対処方針(五月十九日~
	針) (ニュージーランド発本省宛電信第三四一号)
平成九年五月	第二十一回南極条約協議国会議(事務局設置問題に関する専門家会合対処方
	ラチ発本省宛電信第三九九号)
同右	邦人安全対策情報(緊急事態に備えた邦人保護体制の強化)(平成十一年カ
平成十二年一月	緊急事態邦人保護(平成十一年本省発カラチ宛電信第二〇八号)
同右	緊急事態時の留意事項について(本省発電信合第二九八八号)
平成十二年五月	緊急事態時の留意事項について(仏発本省宛電信第三二三号)
秘密指定解除時期	件 名

自動車運転中の携帯電話使用に関する法規制(報告)(豪発本省宛電信第一○| 平成八年七月 五七号及びファックス公信第四四〇号)

九